



地方選挙特集

発行所 小田原市役所 小田原市幸1の138 編集兼発行人 小泉重雄 印刷人 石橋貞吉 定価一部三圓

清い一票 明るい政治

選挙の手引

4月23日 市議會議員の選挙 4月30日 縣知事議員の選挙

はしがき (この特集号を全有権者の方々は一人読まずお読み下さることを希望いたします)

権があります。今年の四月三十日現在で満二十才に達し本市に三ヶ月以上住所を有する人は県知事、県議會議員の選挙権があります。

1. 市議會議員の選挙のための補充名簿 この名簿に登録される資格を持つてゐる方は、昭和六年四月二十四日以前に生れ、本市に今年一月二十四日以前から引き続き住んでゐる人。

3 投票できない人 名簿に登録されてゐない方、登録されてゐても誤載失格などの明かな方、本人でない方、時間外にお出でになつた方

四月中には、全国の都道府県知事と議員、市町村長と議員の選挙、いわゆる地方選挙が行われることは、すでに御存じのとおりです。政治は台所につながると申します。市政も県政も私達の生活に直接影響をもつことを考へるとき、この選挙がいかに重要であるかよくおわかりと思ひます。

市議會議員は三十六名、県知事一名、県議會議員二名を皆さんによつて選挙するわけでありませぬ。県知事と県議會議員の選挙は同時に行われますから投票の際、間違ひのないように注意して下さい。(県知事の投票用紙は、黒色刷、県議會議員の投票用紙は、赤色刷ですが投票用紙を誤つて反対に書いたものは、無効となりませぬ)

補充選挙人名簿の調製 市議會議員、県知事及び県議會議員の選挙に使用する選挙人名簿は、ともに昨年九月十五日現在で調製し十二月二十日に確定した基本選挙人名簿(以下単に基本名簿といふ)と今度の選挙のための補充選挙人名簿(以下単に補充名簿といふ)であります。

投票の御注意 1 投票場所 皆さんのところまでおくりいたします「投票所入場券」に皆さんが御出でになる投票所が書かれてありますからよく御覧下さい。

(1)「投票所入場券」を入つてすぐ受付係にお示し下さい。 ※すると、係員は到着番号を記入します。(2)次に番号記入の「入場券」を名簿対照係にお示し下さい。 ※すると、係員は名簿と対照し「赤鉛筆で」印を付けます。(3)次に「印の付けた入場券」を投票用紙交付係にお示し下さい。 ※すると、係員は「入場券」をとつて、かわりに投票用紙を差上げます。(4)記載所でその用紙に候補者の氏名を書いて下さい。(その際二名書いたり、余分なことを書きこむと無効になります)

(裏面につづく)

(口) 県知事と県議会議員選挙の投票

(1) 2の順序は市議会議員選挙の投票と同じです。(3)の投票用紙交付係の所で、県知事の投票用紙(黒色刷)と県議会議員の投票用紙(赤色刷)と換えて下さい。

紙に県知事候補者の氏名(皆さんの意中の一人だけ)を書いてそれを投票箱に入れて下さい。誤つて「引換券」を入れないで下さい。

次に「引換券」を県議会議員投票用紙交付係のところで、投票用紙(赤色刷)と換えて下さい。

手にした赤色刷の用紙に記載所で県議会議員候補者の氏名を(皆さんの意中の一人だけ)書いて投票箱に入れて下さい。

こういつた要領で順序をふめば、おそらくは間違いないと思いが、もう一度念のため申添えますと、

県知事の投票用紙は黒色刷
県議会議員の投票用紙は赤色刷

と区分けしてありますから十分御注意して下さい。これを取違えて書いた場合は勿論折角の投票も無効になります。

なお、投票用紙には候補者でないものの氏名を書いたり、記号や符号やその他余計なものを書くと無効になりますから御注意下さい。

そのほか

A 点字投票 盲人で点字の打てる人は、点字で投票することができます。

B 代理投票 投票所まで出掛けられるが手が不自由であるとかが又は文字を知らなかつたの自分で投票の

記載の出来ない人は代理投票ができます。このような方は投票所で、投票管理者に申し出て下さい。投票管理者は臨時に二人の補助者を定めて投票者の意志の通りに代理記載します。

選挙の当日投票できない方

1 船員、鉄道従業員などで、投票日において自分の属する投票所の都市の区域外で仕事に従事の方

2 看病、法事その他やむを得ない用務で旅行又は帰省中の方

3 病氣、負傷、妊娠、不具などのため歩くことの困難な方

4 監獄、警察、少年院に留置中の方及び病院に入院中の方

右に掲げるような方はそれぞれ事由によつて旅行先又は滞在地の市区町村で投票したり、病院や少年院などの中で、又はその現在する場所(自宅など)で投票することができます。

この場合は、市議会議員の選挙では、四月三日から四月二十九日までの間に(何れも平日の執務中に限り)市の選挙管理委員会においてなるか、又は郵便で不在投票の投票用紙と投票用紙の交付を請求してもよいし、病氣等で歩行が著しく困難である選挙人は、同居の親族によつて請求してもよい。その際は併せて選挙の当日、投票所へ行くことができない旨の証明書を添えることが必要であります。

以上の手続によつて、

選挙管理委員会から、不在投票の投票用紙と投票用紙の交付を受けた上で、その場所での投票することが出来ます。

この場合、旅行先、滞在地の市区町村で投票したり、又は病氣のため自宅で投票用紙の記載をしようとするときは、そのことを附記しなければなりません。

この不在投票についてお判りにならない点は選挙管理委員会までお尋ね下さい。

どうして候補者を知るか

今度の選挙では、次のような催しを通じて候補者の人物又は政見を知ることが出来ます。

1 縣知事候補者
立会演説会、個人演説会、街頭演説、ラジオ放送(政見放送及び経歴放送)、選挙公報(各家庭へ四月二十七日までに配布されます。氏名揭示)これで誰が立候補しているかわかる。新聞広告、その他候補者自身の行方選挙運動等。

2 縣議会議員、市議会議員候補者
個人演説会、街頭演説氏名揭示、新聞広告、ポスター、その他候補者自身の行方選挙運動等。なお、県議会議員及び市議会議員は小田原市から候補者が立ちますから市民の皆さんの方がよく候補者を知つておられることでしょう。

むすび

候補者あるいは運動員から、金品を貰つたり頼まれたりして投票してはいけません。あらゆる情実をたちきつて自分の信する人に投票しましょう。誰に投票したか洩れるようなことは絶対ありませんし、後になつて聞かれてもこれをいう必要はありません。

解説 市議会とは

選挙は「自分に代つて自分達のためによい政治を行つた代表者を選ぶ」ために行われるものである。ここでは市民と直接一番関係の深い市議会について、その組織と権限を大要解説してみよう。

当市の市議会議員は定員三六名(現在は欠員二名)でこのうちから議長、副議長を選挙され、また条例で委員会を置いている。別委員会とがある。先づ市議会であるが議会は次の事件を議決する。

一、条例の設定、改廃について

二、歳入歳出予算を定めることについて

三、決算の認定について

四、市税、使用料、手数料その他の賦課徴収について

五、前号の賦課徴収が違法であつた場合にその払戻しについて

六、基本財産又はその他の積立金などの設置、管理、処分について

七、財産の取得、營造物の設置又はそれらの処分について

八、予算外の義務負担、負担附寄附の受納又は権利放棄について

九、条例で定める契約について

十、市がその当事者である異議の申立、訴訟、調停及び仲裁について

十一、法律上その義務に属する損害賠償の額について

十二、市の区域内の公共的団体の活動の調整について

十三、その他法律又は政令により議会の権限に属することについて

以上の外条例で議会の議決すべきものを定めることができるのである。また議会は市の事務に關する書類及び計算書を検閲したり、市長又は法令を請求し、監査を求め、説明を聴取し、これに對して意見を述べ事務の管理や議決の執行及び出納検査をし、関係人の出頭証言並びに記録の提出を請求したりすることができることになつており、その他地方自治法に定められたいろいろな仕事を行つていくのである。

次に委員会であるが条例で総務、経済、厚生、教育、建設の五常任委員会があつて定数は各十一名議長と副議長を除いて多くの議員は兼務である。その仕事は市の事務に關する調査、議案、陳情等を審査し、これについて公聴会を開いたり、学識経験者等の意見を聞くことができる。

特別委員会には必要によりその都度選任され、議会の会期中議会の議決によつて付議された案件を審査するのであつて、多くの場合決算や当初予算などは付議される。

以上紙面の都合で極く簡単にありますが今回の選挙の予備智識ともなれば幸である。

選ぶ人正しければ
選ばれる人正し